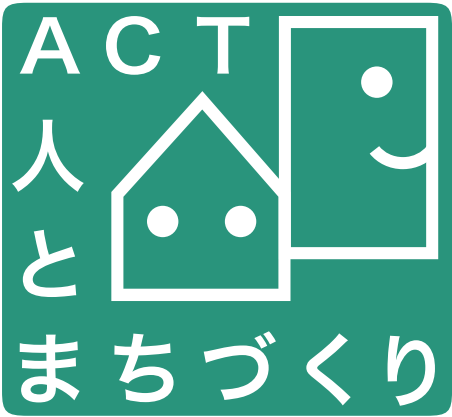




発行日 2021年8月1日
発行 特定非営利活動法人 ACT・人とまちづくり
〒203-0032 東京都東久留米市前沢 4-9-6
小寺ビル 203 号（法人事務局）
TEL 042-479-4810 FAX 042-479-4860
https://act-hitotomachidukuri.org/
発行責任者 香丸眞理子

ケアマネジャー集団
NPO ACT・人とまちづくり
わたしたちのしごと
ケアプラン作成 / 障がい者相談支援
まちづくり / 調査・研究

「くらしの相談室準備会」が再スタート

※コロナ感染の状況によります
日時：7/27(火)・8/31(火)・9/28(火)
10:00～17:00
場所：東久留米市前沢 4-9-6 小寺ビル 1 F



コロナ禍でくらしが制限され、行き場を失ったり不安を抱えていたり。介護の相談だけでなくいろいろな方々に気軽に立ち寄ってもらえるよう、カフェや講座なども織り交ぜた地域の居場所を目指します。

かいごカフェのご案内

日時：9/9(木)・10/14(木)・11/11(木)
13:30～15:00
場所：生活クラブデポー東村山カフェスペース 東村山市久米川町3 -32-44

9/9 介護者が陥りやすい認知症ケア
10/14 賢い老人ホームの選び方
11/11 安心して死んでいける社会に必要なこと



保存版チラシ・お話しの内容はHPで



認定調査の基本のき

要介護認定は認定調査・主治医意見書から始まり、認定審査会で判定がされる一連の流れの説明があった。認定調査員が聞き取り調査した結果がコンピューター一次判定され、特記事項と主治医意見書が審査会で一次判定の修正確認を行い、その後介護の手間の審査を経て有効期間の設定など二次判定となる。

介護認定はブラックボックス？…

6月21日、「介護の崩壊をさせない実行委員会」の主催により、服部万里子さんを講師に、介護保険の入り口である認定の可否を判定する認定調査にスポットを当て、学習会を開催しました。全国一律の基準で判定される仕組みですが、介護度によつた疑問は解消されていません。認定調査の仕組みを学び現状の問題点などをご報告いたします。



服部メディカル研究所 所長
服部万里子さん

る？平準化はできないのか？

ーに任せたら？

A 人の生活は個性性がありデータだけでは難しい。具体的に調査員に伝えることが大切です。

Q 医師の意見書のばらつきがある？

A その通りです。医学データだけでは書けません。医師が意見書を書くために、生活実態・家族の介護負担・身体的な困りごとを受診時にケアマネジャーが同行して伝えることや事実を口頭や文章で情報提供することが大切です。

Q 一人暮らしと家族がいる生活環境が違うので調査内容に入れて欲しい！

A 考慮しないことが基本的に

なっています。理由は個別の状態を具体的にすることです。

Q 「区分変更」でなく「不服申請」がなぜできないのか？

A 不服申請は市町村の認定に対する不服であり、提出先は「都道府県」です。できませんが「時間がかかる」「都など不服申請対応に差がある」ことが面倒です。やってみることはお勧めします。

Q 自治体のインセンティブ交付金との関係はあるか？

A 介護度を軽くすれば金が出る、につられる市町村は、「区分変更申請の増加」「不服申請が出ると、対外的に問題視されやすい」などでしつべ返しを受けると思います。もちろん、そのように反撃するまじめなケアマネジャーがいることが

とが前提です。

伝わって！

「介護の時間」

長年、疑問だらけの全国一律と言われる介護認定について、今回集中的に学習することができた。認定調査時に立ち会う家族・ケアマネジャーが認定結果に疑問・不満を予防する手立ては、調査員やかかりつけ医に介護の手間をきちんと伝えることは肝に銘じた。しかし、認定調査にケアマネジャーは立ち会ってはいけない自治体も存在する。

自治体の認定審査会の格差があることも調査する必要性がある。20年経過した介護保険の介護認定調査を検証し、介護認定の公平性を担保する介護認定のあり方を追求することを厚生労働省に望みたい。

理事長 香丸眞理子

6月5日(土)

ACT・人とまちづくりの第8回総会では全ての議案が承認され、新年度スタート！総会に先立ち、地域福祉にかかわる2団体の活動報告を伺いました。

生活クラブの居住支援事業

住宅事業室長 赤坂禎博さん

2018年居住支援法人の指定を受け、組合員の空き家を活用して、高齢者、子育て世帯など要配慮者の住まいや空き家問題の解決と組合員の不動産資産の有効活用を目的としています。

居住支援事業は、賃貸人（オーナー等）と住宅確保要配慮者をつなぎ、賃貸住宅の円滑な入居相談、入居者に対する安否確認、生活相談サービスなどを行う事業です。事業では住宅を紹介、入居して終了するのではなく、オーナーや入居者の不安解消のため入居者に対する各種サービス（見守り・家計相談）など、入居後の暮らしのサポートも行います。このようなサポートがあつて、初めてオーナーは住まいを安心して提供できるようになり、入居者は安心して住み続けることができるようになります。

このサポートの仕組みを生活クラブだけで作るのは困難で、地域の他団体と連携して取り組んでいくことが必要です。

共働事業所「よって屋」

理事長 重田益美さん

地域には働きづらさを抱えた、さまざまな背景をもつ就労困難者がいます。よって屋では、就労困難者が社会の一員として存在と尊厳を認められ、対等・平等に働くことを理念としています。主に「片付け事業・リサイクル事業」を営み、全員同じ時給で仕事を分け合い共に助け合いながら働いています。

特に片付け事業に関しては、居住支援法人や地域包括支援センターを通して「高齢者の住み替えの荷物整理」や「遺族からの居室整理」などの依頼が多く寄せられています。「荷物整理」に関してはその人の気持ちや聴きながら、整理を進めており『伴走型の引越し屋さん』という認識を持つてもらっています。

*

社会の課題を解決する社会資源として

ケアマネジャーが日ごろ直面している課題ともつながりのある報告を伺いました。それぞれの役割・機能を生かしながら、課題解決に取り組むことが、私たちがすすめていく「まちづくり」であると改めて確認することができました。

理事 小宮淳子



昨年から現在まで終息が見えない新型コロナウイルス感染症禍の中、介護サービスを利用されている利用者や家族にどんな変化が生じているかを、現場のケアマネジャーからご報告いたします。

(にしとうきょう居宅介護支援事業所)

コロナ禍による 利用者と家族の変化

利用者の中にはデイサービスや、訪問などのサービス中止を余儀なくされた方がいらっしゃいました。中止理由の多くはご家族が感染を心配して取りやめることや、デイサービスのスタッフや利用者に陽性者が出てやむを得ず中止に至ることもありました。

その結果、数か月経つうちに筋力低下や歩行困難などの症状が見られる方もおられました。また、デイサービスに通う楽しみが奪われ気分が優れず、生活リズムの乱れが出たりなどの悪影響も出て、半年が経過するうちにご家族もご本人もこのままでは悪化をたどるのみと気づき再開するケースも多くありました。

問題は高齢者の場合、低下した体力や筋力はサービスを再開しても元の状態に戻るのに相当時間がかかることだ、と言われていました。

また、子どもや家族に頼らず頑張っていた方が、サービスの停止で家族に頼るようになったせいで、生活自立度や認知機能の低下が心配されます。介護保険サービスの中止による変化の他に、コロナ禍で公共の集会室などの使用



ご利用者宅を訪問

制限もあり様々なインフォーマルな社会活動ができなくなったことが大きいと考えられます。家族と食事や旅行もできなくなったことを聞いています。

逆にコロナ禍により在宅ワークなど家族の在宅生活が増え、日中安心して過ごせるようになったという認知症の方もいました。

また、サービス停止によって一人で何とか頑張るしかないという気持ちが生活の支えになっているケースもありました。

コロナ禍におけるご利用者の実態から、介護保険サービスのデイサービスや訪問介護そして地域社会の憩いの場などの交流参加が、利用者の生活リズムを作り体や心のバランスにつながっているのだと、思いを新たにしました。

まちづくりという地域との繋がりをいかに提供できるかが私たちケアマネジャーの大きな課題です。

自身と生きる

第7回

人はどのようにに人生の最終章を生きるのか。
ご本人・介護者のお話をお伝えしています。
今回は在宅でご家族を看取られた介護者から
当時の様子のお話を伺いました。

たすけあいワーカーズとケアマネジャーの連携で支えた

姉妹の介護生活22年間

母 浦野龍子さん・令和2年4月 91歳で逝去

・・・当時介護度4（北区）

● 仕事を辞めず 介護と育児の生活

23年前、浦野さんは69才の時にくも膜下出血で倒れ、右半身の麻痺・失語症などの重い後遺症が残った。それでも「家に連れて帰ります！」と病院に宣言し、在宅介護の生活が始まった。介護者は同居していた次女の



母を看取り穏やかなお二人

久美子さんと仕事のため通いで来ていた長女の郁子さん。当初はまだ子どもも小さく育児の真つ盛り。「子育ても仕事も介護も全て1/3ずつでした。」と郁子さんが当時の様子を語る。

● 本人の頑張り、
家族の支え、
サービス事業所との連携

重い後遺症がありながらさほど悪化せずに維持できたのは、「家で暮らせるように頑張つて！」と仕事の合間に長女さんによる厳しい1日2時間のリハビリと本人の頑張りや周囲の方の励まし、そしてサービスを上手く使いこなせたことが大きいのでは。

倒れる前の浦野さんは、長女



デイサービスで誕生日のお祝い

が2才の時にご主人を亡くし、仕事と父親の役も果たすなかにか厳しい人だったらしいが、病後は一転して笑顔の浦野さんに変わった。

「失語症になっても笑顔とありがとうの言葉を忘れなかったことは幸せでしたと長女さん。お二人とも二言目には「*ひよこさんとケアマネさんがいてく

れたから！」と口を揃える。「本当にみんなが総力をあげてお世話してくれました。」とのこと。

*ACT北区たすけあいワーカーズひよこ

介護保険開始前から地域のたすけあい事業を実施

● 介護に悔いなし

3月末に心不全のため入院したが、コロナ禍のため面会できなかった。退院して介護を再開するつもりでいたが別れは突然だった。

「あれよあれよと言う間に終わってしまいました。」穏やかな22年間で母は幸せだったかも。」締めくくる最後の言葉に、介護へのやり切った思いが感じられた。



NPO・ACTせたがや居宅介護支援事業所

世田谷区船橋 1-1-2 山崎ビル 205

☎ 03-3425-5862

NPO・ACTねりま居宅介護支援事業所

練馬区桜台 1-12-9 メナージュ桜台 1F

☎ 03-5946-6881

NPO・ACTきた居宅介護支援事業所

北区東十条 4-10-6 グリーンコーポ 103

☎ 03-5959-2241

NPO・ACTまちだ居宅介護支援事業所

町田市成瀬が丘 2-27-1 FSビル 1F

☎ 042-788-1561

NPO・ACTたま北居宅介護支援事業所

東村山市久米川町 2-28-3 ソレイユハイツ 101

☎ 042-390-6301

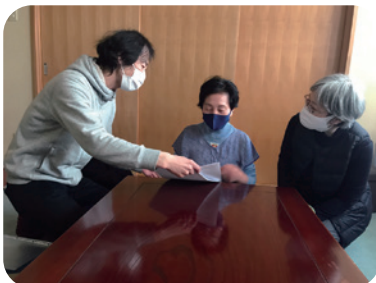
NPO・ACTにしとうきょう居宅介護支援事業所

西東京市保谷町 6-25-22 ルーチェ・ヨコタ 102

☎ 042-438-7416

ホームページと機関紙で

お知らせや政策提言を発信しています



HPより事業所紹介 ご利用者宅訪問

ホームページでは、法人の理念の他、事業所紹介や活動に関する記事を随時掲載しています。

最近はコロナ禍の中、活動が大きく制限されていますが、事業所紹介を動画で作成するなど様子をお伝えできるようにしています。コロナが落ち着いた頃には「介護家族の会」などのお知らせやご報告が載せられると思います。待ち遠しい限りですね！

● 機関紙のバックナンバーはホームページで観られます。

機関紙についての感想がございましたら是非お寄せください。紙面作りの参考にさせていただきます。

送り先 ACT・人とまちづくり法人事務局

TEL 042-479-4810・FAX 042-479-4860

Eメールアドレス office@act-hitotomachidukuri.org

ACT・人とまちづくりのホームページをご覧になったことがありますか？